

公益財団法人喫煙科学研究財団

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人喫煙科学研究財団定款第46条に基づき賛助会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、入会にあたり理事長の承認を得、会費を納入するものとする。

(会費の額)

第3条 会費の1口当たりの年額(4月より翌年3月まで)は、次の通りとする。

法人会員の場合	100,000円
個人会員の場合	10,000円

(会費の納入)

第4条 会費の納入は、次の各号によるものとする。

- (1) 会費は、年額を納入するものとする。ただし、特段の事情がある場合に限り、会費は、年額の2分の1ずつを納入できるものとする。
- (2) 賛助会員が退会したときは、すでに支払った会費は、返納しないものとする。

(特典)

第5条 賛助会員は、次の特典を受ける。

- (1) この法人の発行する機関誌の配布
- (2) この法人が主催するセミナー、講演会への参加
- (3) その他、この法人が行う公益事業により得られる成果の報告

附則

- 1 この規程は、平成23年8月1日から実施する。